

みんなで支える子どもの読書

宝塚市子どもの読書活動推進計画(第3期)



平成30年(2018年)

宝塚市

目 次

はじめに	2
第1章 計画策定に当たって	3
1 社会的背景	3
2 国及び県の動向	4
3 第2期計画（平成25年度～29年度）の成果と課題	5
(1) 第2期計画における主な成果	6
(2) 第2期計画における主な課題	12
第2章 宝塚市子どもの読書活動推進計画（第3期）の基本的な考え方	13
1 計画の基本目標	13
2 計画の基本方針	13
3 計画の位置付け	13
4 計画の期間	14
第3章 目標と取組	15
1 家庭における読書活動の推進	15
2 乳幼児期における読書活動の推進	15
(1) 健康センター	16
(2) 保育所・幼稚園	16
3 学齢期における読書活動の推進	18
(1) 小・中学校	18
(2) 地域児童育成会	19
4 地域の公共施設における読書活動の推進	20
(1) 子ども家庭支援センター	20
(2) 児童館	20
(3) その他の地域の公共施設	21
5 市立図書館における読書活動の推進	22
6 読書活動や市立図書館の利用が困難な子どもへの取組	25
市立図書館	25
第4章 計画の効果的な推進	26
資料	27
子どもの読書活動の推進に関する法律	27
宝塚市子どもの読書活動推進計画（第3期）策定の経緯	30
宝塚市子どもの読書活動推進計画（第3期）策定委員会設置要綱	31

はじめに

子どもにとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにするために、欠くことのできないものです。また、読書によって、子どもは多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。さらに、資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを得ることにより、知的探究心や真理を求める態度が培われます。また、読書には、子どもの人間性を育み、社会で生きるための基本的な考え方を伝える力もあります。そのためには、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要です。

平成14年に国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を受け、宝塚市でも「宝塚市子どもの読書活動推進計画」（期間：平成20年度～24年度）及び「宝塚市子どもの読書活動推進計画（第2期）」（期間：平成25年度～29年度）を策定し、子どもの読書に関わる各部署が協力して子どもの読書環境を整える様々な取組を行ってきました。

この計画の成果と課題を踏まえ、引き続き宝塚市の子どもたちの読書活動を推進するため、ここに「宝塚市子どもの読書活動推進計画（第3期）」（期間：平成30年度～34年度（2022年度））を策定するものです。

1 社会的背景

平成29年6月に社団法人全国学校図書館協議会と毎日新聞社が共同で実施した「第63回学校読書調査」によると、1か月に読む本の平均冊数は、各世代とも横ばいの状況です。なお、1か月に1冊も読まなかった子どもの割合は、小・中学生は横ばいですが、高校生は男女とも低下しています。本を読まなかった理由については、「読みたいと思わなかった」が過半数を占め、「時間がなかった」などの理由で「読みたいが読めなかった」という回答を大きく上回っています。強制的に宿題などで本を読ませても、それが読書習慣につながるわけではなく、読書を楽しんだり内容を理解したりする力をのばしていくためにも、読書環境の充実や積極的な啓発により、読書の習慣化につながるような取組が必要です。

また、静岡大学が行った「読書活動と学力・学習状況の関係に関する調査研究」¹によれば、「読書好きであるかどうかが教科の学力の様々な部分と強い関連を示し、その関係の強固さが明らかになった。」としています。読書の目的は、学力の向上のみではありませんが、読書好きを育てるために、より良い本、読書の喜びを感じられる本の充実と、適切な読書指導が求められています。

一方、携帯小説²や電子書籍³などが発展し、子どもたちは、紙媒体だけでなく電子媒体の読書にも親しんでいます。また、読書だけでなく小説等の作成や発表など、インターネットを活用している子どもも増えてきています。

そこで、これらのメディアと子どもたちの関わりを注視しながら、子どもたちの読書環境の整備に資することができるよう、その活用方法について今後さらに検討していきます。

¹ 平成21年度文部科学省委託調査研究「学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究」

² 携帯小説とは、携帯電話を使用して執筆し閲覧される小説（オンライン小説、電子書籍）です。

³ 電子書籍（電子ブック、デジタルブック）とは、電子機器のディスプレイで読むことができる出版物のことです。

2 国及び県の動向

平成13年12月、子どもの読書活動を社会全体で推進するため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、平成14年には、この法律に基づき国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。これを受け、兵庫県は平成16年に「ひょうご子どもの読書活動推進計画」を、宝塚市は平成20年度に「宝塚市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。その後国は、平成20年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第2次）」、平成25年5月に「第3次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定し、兵庫県も平成21年に「ひょうご子どもの読書活動推進計画（第2次）」、平成27年3月に「ひょうご子どもの読書活動推進計画（第3次）」を策定しました。さらに国は、平成30年4月20日に第4次「子どもの読書活動に関する基本的な計画」を閣議決定しています。宝塚市では、国・県の計画も踏まえて、第1期および第2期計画の基本方針を継承しながら、ここに「宝塚市子どもの読書活動推進計画（第3期）」を策定します。

3 第2期計画（平成25年度～29年度）の成果と課題

宝塚市では、平成20年度に策定した「宝塚市子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動に関わる様々な施策を実施し、さらに、平成25年度策定の「宝塚市子どもの読書活動推進計画（第2期）」のもとでそれらの施策を充実させてきました。

乳幼児期から子育ての中で読書に親しんでもらうことを目的とした「ブックスター事業」は、図書館と健康センターとボランティアが緊密に連携して実施しました。

「学校図書館への司書の配置」については、年々司書の配置時間数を増やし、学校司書と子どもたちの絆も深まっています。保育所・幼稚園・学校・市立図書館・児童館等においては、「児童書の充実」を進め、「おはなし会」「絵本の読み聞かせ」を継続的に実施しました。

市立図書館の利便性向上策としては、「既存施設の利用による返却ポイント⁴の設置」「開館時間の延長」「休館日の予約本受け取りサービス」などを実施しました。

子どもの自主的な読書活動のきっかけとして重要な「本の紹介」「ブックリストの作成」などは、市立図書館、学校、幼稚園、保育所、児童館等でも積極的に行ってきました。

そのほか、「子どもの読書活動に関わるボランティアの養成や活動の場の提供」「関係機関の連携・協力」「積極的なPR活動」なども継続的に実施して、多くの成果を上げています。

一方、第2期計画の課題として各施設が第一に挙げているのは、関係機関との連携・協力の強化です。それぞれの読書環境の充実は着実に進展しているものの、図書館を中心とした相互の連携については、より多様な事業で効果的に進めるため、さらなる検討が必要です。

子どもの読書活動に関わるボランティアなどに対しては、情報提供、資質向上を図るために講習会開催などの支援を積極的に行ってきましたが、関係機関との情報共有及び連携強化等に努める必要があります。

さらに、障がいのある子どもや日本語の本を読むことが難しい子どもへの支援についても、より具体的な方策を検討していくことが求められています。

⁴ 市立図書館では、市内各所（サービスセンター・サービスステーション、公民館、市役所、総合福祉センター、ラ・ビスタ宝塚管理センター、コープ宝塚）に、図書が返却できる場所を順次設置しています。

(1) 第2期計画における主な成果

ア 乳幼児期における取組

(ア) ブックスタート事業の継続実施（健康推進課・市立図書館）

4か月児健診で、ボランティアによる絵本の読み聞かせを行い、絵本をプレゼントするブックスタート事業を継続的に実施しました。1歳6か月児健診と3歳児健診受診者を対象としたアンケートによると、ブックスタート事業に対する保護者の満足度は高く、家庭での絵本の読み聞かせに積極的に取り組んでいることがわかりました。



ブックスタートでは、ボランティアによる絵本の読み聞かせを親子で楽しんだあと、選んだ絵本をプレゼント

(イ) 健康センター内に「ふちライブラリー」を設置（健康推進課・市立図書館）

健康センター内に、市立図書館のリサイクル図書を活用して、親子で読書や絵本の読み聞かせを楽しめる「ふちライブラリー」を設置しました。

(ウ) 保育所・幼稚園・児童館の蔵書充実（保育企画課・学校教育課・幼児教育センター・子ども家庭支援センター⁵）

- a 保育所では各園、毎年度80冊程度絵本を新規購入したほか、平成28・29年度には、絵本の寄贈を受け、蔵書を充実させました。
- b 幼稚園では、園運営費を活用して毎年度絵本を購入したほか、平成28・29年度には、絵本の寄贈を受け、蔵書を充実させました。
- c 児童館では絵本購入のほか、市立図書館のリサイクル図書を活用して蔵書を充実させました。



長尾幼稚園の図書コーナーで思い思いに本を読む子どもたち

(エ) おはなし会等の開催（保育企画課・学校

教育課・幼児教育センター・子ども家庭支援センター）

保育所・幼稚園・児童館では、保護者やボランティアによるおはなし会を継続的に開催し、絵本の読み聞かせ等を行いました。

(オ) 図書ボランティアへの支援（学校教育課・幼児教育センター・社会教育課）

幼稚園では、TAKARAっ子いきいきスクール推進事業⁶を活用して、図書ボランティアへの支援や図書室の環境改善を実施しました。図書ボランティアによる絵本貸出の日には、子どもたちが自分で絵本を選ぶ楽しさを味わうとともに、貸出のルールやマナーを学ぶことができました。

(カ) 職員研修の充実（保育企画課・学校教育課・幼児教育センター）

保育所と幼稚園では、それぞれ定期的に職員研修を行い、読み聞かせ等、園児の読書活動推進につながる研修を実施し、職員の資質向上に努めました。

(キ) 絵本の読み聞かせや図書館利用に関するPR（健康推進課・保育企画課・学校教育課・幼児教育センター・子ども家庭支援センター）

⁵ 子ども家庭支援センターは、宝塚市の子育て支援の拠点としてフレミラ宝塚内（宝塚市堺布東の町12番8号）にあり、「きらきらひろば」の運営、子育て情報の提供、親子育てグループへの支援、子育て講座などの開催、電話等での就学前の子どもに関する子育て相談、赤ちゃんの駅の設置、市内にある児童館の運営、産後ヘルパーの派遣、ファミリーサポートセンターの運営など様々な事業を行い、すべての子どもと家庭への子育て支援サービスを展開しています。また、子ども家庭支援センター内の「きらきらひろば」は、おもちゃや絵本があるプレイルーム等があり、0歳～概ね就学前までの親子が遊ぶことができる場所です。保育士が常駐し、気軽に育児に関する相談ができます。

⁶ 家庭や地域の「参画と協働」の考え方のもと、学校園・家庭・地域社会が一体となり、開かれた信頼される学校園づくりを推進するための事業。具体的には、地域の方を「みんなの先生」として招へいするための報償費や図書ボランティアに対する支援など。

- a 健康センターでは、10か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診の場で、各年齢に応じた絵本の紹介リスト（図書館が作成）と、図書館の利用案内を配布しました。
- b 保育企画課では、地域の子育て家庭に絵本を紹介するため、絵本リーフレットを毎年度各1000枚作成し、行事等の際に配布しました。
- c 幼稚園では、保護者に対し園便り等で家庭での読み聞かせの大切さについて、お知らせしました。また、園児が図書館に親しみを持てるよう、近くの図書館を見学しました。
- d 子ども家庭支援センターでは、子育て通信「きらきら」を年4回発行し、その中で市立図書館司書による絵本紹介を掲載しました。また、「きらきらひろば」利用者に対し、保育士から絵本の選び方や読み方についてアドバイスを行いました。

(ク) 関係機関との連携（子ども家庭支援センター）

児童館では、近隣の幼稚園、複合施設である保育所、身体障害者支援センターにおいて、絵本の読み聞かせや紙芝居を実施することで、事業の充実が図れました。

イ 学齢期における取組

(ア) 学校司書の配置日数の拡充

平成22年度に、すべての小・中学校36校に学校司書を年間60日配置し、平成28年度からは、年間130日配置に拡充しました。

(イ) 学校司書及び図書ボランティアとの連携による学校図書館の充実

（学校教育課）

- a 小・中学校36校に配置された学校司書によるおはなし会や本の紹介、展示コーナーの設置など、児童・生徒にとって身近で魅力的な学校図書館づくりを進めました。
- b 図書ボランティアは、小学校23校、中学校9校で活動し、おはなし会などの活動を実施しました。

(ウ) 学校図書館で推薦図書コーナーを設置（学校教育課）

全校で学校図書館に新着図書コーナーや推薦図書コーナーを設置しました。

(エ) ボランティアへの支援（学校教育課・社会教育課）



山手台小学校の学校司書によるおはなし会

- a 図書ボランティア交流会を開催し、活動におけるスキルアップ研修や情報の共有を図りました。
 - b 学校支援地域本部事業（たからづか学校応援団）として、図書ボランティアの活動に必要な消耗品や研修会の支援を行いました。
- (オ) 地域児童育成会⁷・放課後子ども教室での読書活動の推進（青少年課）
- a 地域児童育成会等では、支援員を中心として、地域ボランティアの協力も得て、絵本の読み聞かせを実施しました。
 - b 放課後子ども教室では、市内3か所でボランティアによる読み聞かせや朗読を実施しました。
 - c 指導員研修会において、外部講師を招へいしての研修を年1回のペースで実施しました。

ウ 市立図書館における取組

- (ア) 児童書の充実
- a 繼続的に児童書の新規購入と更新に努めました。特に、団体貸出の希望が多い行事用の大型絵本や、紙芝居、調べ学習用の資料を充実させました。
 - b 点字絵本を積極的に収集しました。
- (イ) 利便性の向上
- a 総合福祉センター（安倉西）、ラ・ビスタ宝塚管理センター（すみれガ丘）、コープ宝塚（逆瀬川）、西谷サービスセンター（大原野）、中央公民館（末広町）にも返却ポイントを増設しました。
 - b 中央図書館、西図書館では、毎週金曜日及び7・8月の土曜日について、開館時間を7時まで延長したほか、中山台分室、山本南分室においても開館時間を拡大しました。
 - c 中央図書館、西図書館において、休館日の予約本受取りサービスを開始しました。
 - d 健康センター及び西谷自然休養村センター内にリサイクル本を活用した「ふちライブラリー」を設置し、施設を訪れる人の利用に供しました。
- (ウ) 家庭での読書活動の推進
- a 家庭における読書活動の推進にとって重要な大人の読書活動を活発にするため、大人向きの講座を多数開催しました。

⁷ 地域児童育成会は、放課後保護者が仕事などにより家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童を対象に、家庭機能の補充を兼ね、生活指導を行い、児童の健全育成を図ることを目的として、市内の全市立小学校に設置し、運営しています。一般的には学童保育と呼ばれているものです。

- b 1歳未満の子どもの子育てのため、図書館に来館して本を借りることができない方を対象とした無料郵送貸出サービスについて、ブックスタート時にPRし、利用者が増加しました。
- c 中央図書館では、家庭での読み聞かせのための絵本の選び方を伝えるため、「家庭で楽しむ絵本講座」を一時保育つきで開催しました。
- d (公財) 宝塚市文化財団主催のあおぞら劇場に「テントショカン」として参加し、リサイクル本の配布等を行いました。

(エ) 行事の充実

- a おはなし会などの定例行事のほか、「夏休みスタンプラリー」「読みたい本が絶対見つかるブックガイド」「調べ物の達人」「真夏の夜のおまつり図書館」「暗やみ探検」「ぬいぐるみのおとまり会」「山の図書館」「福袋」「図書館おみくじ」など独自性の高い様々なイベントを実施しました。



テントショカンで、リサイクル図書を選んでいます

- b 中央図書館では、父親が参加しやすい日曜日や祝日に「えほんであそぼ！パパといっしょ」を開催しました。

(オ) 読書活動の啓発やPRの充実

- a 推薦絵本リスト「あんな絵本こんな絵本」、学年別推薦図書リスト「の・ほ・本」を継続的に作成、配布しました。
- b 広報たからづか、子育て情報誌、ミニコミ誌、新聞記事、FMたからづか等を活用し、図書館のPRや読書活動の啓発を行いました。
- c 図書館ホームページ内の子ども向けのページにおいて、ブックリストを公開しました。

(カ) 関係機関との連携、協力の拡大

- a 団体貸出の利便性向上のため、市役所のメール便を活用した配本サービスを実施し、利用が増加しました。
- b 市内の小中学校教員初任者研修を受け入れ、団体貸出や図書館見学等市立図書館の利用方法について案内しました。
- c リサイクル図書の関係機関への優先配布を行いました。
- d 学校司書や図書ボランティアの研修に司書を派遣し、市立図書館の利用方法や、ブックトーク及び読み聞かせについての研修を行ったほか、修理研修等も随時実施しました。

e 私立保育所・私立幼稚園に対しても、ブックリストの提供、団体貸出などの支援を行いました。

(キ) ボランティアの養成、支援

ストーリーテリング⁸及び絵本の読み聞かせボランティア養成講座、ブックスタートボランティア講座を継続的に開催し、ボランティアの確保及び資質の向上に努めました。

(ク) 読書活動が困難な子どもへのサービスの充実

a ボランティアの協力を得て、ブックスタートでプレゼントする絵本に点訳版を用意したほか、出版された点訳絵本は蔵書として積極的に収集しました。

b ブックスタートでは、日本語を母語としない方のために、日本語の読みをローマ字で併記した絵本を作成し、希望者にプレゼントしました。

c 外国語図書の収集に努めました。



「てづくりの時間」で、自分で作ったペットボトル砲を試し打ち！



毎年大人気の「ぬいぐるみのおとなり会」では、ぬいぐるみが図書館を探険します



ボランティア対象の「あそび歌セミナー」では、体を動かしてあそび歌を体験



「2歳からのみんなであそぼ」で、お母さんと作った冠がお気に入り

⁸ ストーリーテリングとは、物語を覚えて語ることです。「おはなし」「素話」ともいいます。

(2) 第2期計画における主な課題

ア 蔵書の充実・更新

各施設とも子どもの読書活動の基本となる蔵書について、更新や新規購入によって継続的に充実を図っていく必要があります。

イ 啓発活動や広報活動の充実

子どもの読書活動にかかわるすべての施設が連携して、啓発活動や広報活動を行い、読書の楽しさを伝えることが重要です。

ウ 関係機関の連携・協力

関係機関の積極的な連携や協力により、新たな事業の創設やこれまで行ってきた事業の見直しと改善を図る必要があります。また、読書活動にかかわる施設が近くにない場合でも、情報の提供・収集に努め、連携していく必要があります。

エ ボランティアとの連携・協力

ボランティアの活動を積極的に支援し、活動の場の提供に努める必要があります。また、関係機関のボランティア活動に関する情報の共有により、活動の充実を図る必要があります。

オ 学校図書館の利用促進（学校教育課）

学校図書館を「読書センター」としての機能だけではなく、「学習センター」や「情報センター」としての機能をもたせ、授業での利用を充実させる必要があります。また、学校図書館ネットワークシステムを効果的に活用し、各校の蔵書を有効利用する必要があります。

カ 市立図書館と関連機関との連携（市立図書館）

小学校だけでなく、保育所、幼稚園、児童館、子ども家庭支援センター、地域児童育成会、社会教育施設、中学校等との連携と支援を強化する必要があります。

キ 既存公共施設の活用（市立図書館）

既存公共施設を有効に活用するなど全市的な図書館サービスの提供が求められます。

ク 新しいメディアについての研究・活用（市立図書館）

読書活動の啓発やPR、資料提供などにSNSや電子書籍などの新しいメディアを活用するための研究が必要です。

ケ 読書活動や図書館の利用がしにくい子どもへの支援

関係機関の協力により、ニーズの把握やそれに基づく新たな事業の実施など、具体的な方策の検討が必要です。

第2章 宝塚市子どもの読書活動推進計画（第3期）の基本的な考え方

1 計画の基本目標

子どもが自由に読書に親しめるよう、読書の楽しさを伝え、読書に関わる環境を整え、子どもの自主的な読書活動を支えることを目的としてこの計画を定めます。

2 計画の基本方針

- (1) 子どもが読書に親しむための環境の整備に取り組みます。
- (2) 子どもの自主的な読書活動を支援します。
- (3) 子どもの読書活動に関する啓発を積極的に行います。
- (4) 市立図書館を中心とした関係機関の連携・協力を図ります。

3 計画の位置付け

- (1) この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づいて、宝塚市における今後の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取組の体系を示すものです。
- (2) この計画は、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）」及び県が策定した「ひょうご子どもの読書活動推進計画（第3次）」を基本とし、「宝塚市子どもの読書活動推進計画」の基本方針を継承する中で、その成果と課題を踏まえて策定します。
- (3) この計画は、「宝塚市総合計画」の基本目標である「市民の力が輝く 共生のまち 宝塚」を実現するための施策であり、「宝塚市次世代育成支援行動計画たからっ子『育み』プラン（子ども・子育て支援事業計画）」、「宝塚市教育振興基本計画（後期計画）」との整合を図りながら、子どもの読書活動推進に当っての総合的な計画として策定します。

(4) この計画は、「宝塚市教育振興基本計画（後期計画）」の「基本方針6　こ
とばを大切にし、感性豊かな子どもを育てます」の体系の中で、重点施策とし
て位置付けられた「読書活動の推進」を実現するための計画として策定しま
す。

4 計画の期間

計画の期間は、平成30年度からの概ね5年間とします。なお、必要に応じて見
直しを行います。

第3章 目標と取組

1 家庭における読書活動の推進

家庭からはじめる読書の楽しみ 家庭での読書を進めます

子どもが読書習慣を身につけ、読書を一生の楽しみとするには、家庭での読書環境が重要です。家庭での読み聞かせや、親子で本についての感想を語り合うこと、身近な大人が読書を楽しむことなど、子どもが読書に興味を持つように工夫することが大切です。家庭での読書環境が充分に整えられるよう、市立図書館をはじめ関係機関は協力して支援する必要があります。

取組項目

家庭での読書活動を推進するための啓発に努めます。

- (1) 図書館のホームページや「広報たからづか」、地域の情報紙等、あらゆる機会に図書館の利用促進や読み聞かせについてのPRを行います。
- (2) 家庭での読書活動に関わりのある各施設が独自に行っているPR活動について、相互に紹介し、ホームページ等でのリンクを進めるなど、幅広く連携・協力して情報提供を行います。
- (3) 保護者が読書に親しむ姿勢を見せる大切さを伝え、大人の読書活動を活発にするため、読書講演会や文学講座等の事業を行います。

重点的な取組

大人の読書活動を推進するため、関係各課が連携して中高生から大人まで参加するビブリオバトル等の事業を企画、実施します。

2 乳幼児期における読書活動の推進

広がる絵本の世界 就学前の子どもの読書活動を支えます

乳幼児期は、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に絵本に親しむことは、子どもの感性や情操など豊かな心を育むために大変重要なことです。

健康センターでは、乳幼児健診を通して、本との出会いの大切さ、絵本を読む楽しさなど、読書活動の普及啓発に努めます。

保育所や幼稚園においては、子ども達が絵本や物語などに親しむための環境を整え、絵本の面白さや楽しさを味わいながら「見る力」「聞く力」「話す力」を身に付け、就学後の読書習慣へとつながるよう取組を積極的に進めていきます。また、家庭においても絵本を通したコミュニケーションの機会が増えるよう、読み聞かせの大切さをはじめ、読書活動の意義を伝えるなど保護者への啓発にも積極的に取り組んでいく必要があります。さらに、関係機関との連携強化にも努め、子どもの読書活動のさらなる充実を図っていきます。

取組項目

(1) 健康センター

ア 絵本の読み聞かせ等の啓発、ブックスタート事業の継続実施

(ア) 乳幼児健診の場を活用し、絵本の紹介リストや図書館の利用案内のチラシを

配布するほか、4か月児健診で引き続きブックスタート事業を実施します。絵本の種類や冊数をそろえ、必要に応じて更新し、絵本コーナーを充実させます。

(イ) 市立図書館と協力して、親子で読書や読み聞かせを楽しめる「ぷちライブラリー」を充実させます。



ブックスタートでは、お母さんも笑顔になります

(2) 保育所・幼稚園

ア 絵本に親しむ環境の充実

子どもたちの年齢や興味に合わせた絵本や図鑑などを揃えます。また、一人ひとりの子どもが落ち着いて絵本を選択し、楽しむことができるよう絵本コーナーと貸し出し文庫の充実を図ります。

イ 絵本の読み聞かせの充実

(ア) 日々の保育・教育活動の中で、発達段階に応じた絵本の読み聞かせを継続的に実施します。

(イ) 専門家やボランティアによるおはなし会を実施します。

ウ 保護者や地域の子育て家庭への働きかけ

- (ア) 子どもが好きな絵本やおすすめ絵本を展示、保育所・幼稚園だより等による絵本の紹介、図書館等のイベント情報の提供などを通じて、保護者への啓発を行います。
- (イ) 絵本の貸し出しを積極的に行い、親子でふれあいながら絵本を楽しむ習慣作りを進めます。
- (ウ) 絵本リーフレットを活用した絵本の紹介を行うほか、地域の子育て家庭の親子を対象とした読み聞かせを実施します。

エ 関係機関との連携

- (ア) 児童館などの出前保育で、絵本の読み聞かせを実施します。
- (イ) 大型絵本や紙芝居等、市立図書館からの団体貸出を利用して、読み聞かせの充実を図ります。
- (ウ) 移動図書館等を利用した市立図書館との共催イベントなど、地域の就学前施設の子どもが一堂に会す機会を設け、絵本を通したふれあいを深めます。

オ 職員研修の充実

絵本に関する知識や読み聞かせの意義等を学ぶための研修を実施し、保育士・教員の質の向上を図ります。



西谷幼稚園で絵本を借りる子どもたち

重点的な取組

乳幼児に関わる施設における絵本の読み聞かせを充実させるため、市立図書館を中心に関係各課の連携を強化します。具体的には、移動図書館等を利用した共催イベントの実施や、市立図書館の司書による選書や絵本の読み聞かせへの支援を行います。

3 学齢期における読書活動の推進

「読書好き」を育てるために 小・中学生の読書活動を支えます

小学生になると、子どもたちの興味や関心は飛躍的に拡大し、様々な分野の本を楽しめるようになります。特に物語については、学年が上がるにつれ、より複雑で深みのある内容のものが理解できるようになります。この読書へのアプローチにもっとも適した年代の子どもたちに対して、自由に本を選び存分に楽しむことのできる環境を整え、本の世界への扉を大きく開いて待ち受けることが、読書を楽しむ習慣をつけ、今後の人生を豊かにすることにつながります。

小・中学校では、「学習指導要領」を踏まえ、様々な場面や教科等の学習内容と関連づけた読書活動を推進します。また、子どもたちの学習活動や読書活動のさらなる充実のため、図書や施設の環境整備を図り、学校司書や図書ボランティア等の学校図書館スタッフとの連携を密にして、学校図書館本来の機能が発揮できるよう努めます。

地域児童育成会では、指導員や地域のボランティアによる読み聞かせの活動を行っています。また、市立図書館と連携し、リサイクル図書を活用した図書の入れ替え、団体貸出の利用などにより、読書環境の整備に努めます。

取組項目

(1) 小・中学校

ア 学校図書館の利用促進

(ア) 学校図書館利用に向けてオリエンテーションを充実させ、児童・生徒の自主的、自発的な学習や読書活動を支援します。

(イ) 事典や図鑑等の資料を充実させ、調べ学習のための環境整備を進めます。

(ウ) 新刊本や学校司書のおすすめ本の紹介、読書週間の実施、読書感想文コンクール等への応募など、子どもの読書意欲向上のための機会提供を図ります。

イ 学校図書館ネットワークシステムの効率的な運用



長尾小学校の学校図書館でのオリエンテーション。本の探し方を学びます

(ア) 図書の予約や貸出返却作業を効率的に行うとともに、読書傾向や蔵書状況を把握して図書購入の参考とするため、学校図書館ネットワークシステムの活用を進めます。

(イ) 調べ学習や研究授業を支援するため、学校図書館ネットワークシステムを活用して、学校図書館間の相互貸借利用を推進します。

ウ 関係機関との情報交換・連携・協力

(ア) 市立図書館からの団体貸出による資料を利用し、調べ学習を充実させます。

(イ) 司書教諭を中心とした教員が、読み聞かせなどの活動を行う図書ボランティアとの連携を密にして、学校図書館機能の充実を図ります。

(ウ) 社会教育課や市立図書館と連携し、図書ボランティアの活動を支援します。



中学校で、調べ学習の方法を学んでいます

未成小学校4年生は、絵本を作り、学校図書館で展示しました



(2) 地域児童育成会

ア 読み聞かせ活動の推進

地域児童育成会の支援員を中心として、地域ボランティアの協力も得て、読み聞かせ活動を推進します。

イ 市立図書館との連携

市立図書館の団体貸出やリサイクル図書を活用し、読書環境の整備に努めます。

重点的な取組

学校図書館ネットワークシステムを活用した学校間の相互貸借利用を本格実施し、各図書館の蔵書を効率的に運用します。また、市立図書館をはじめとした関係各課と学校との連携を強化し、学齢期の読書活動を推進します。

4 地域の公共施設における読書活動の推進

いつも近くに本がある 身近な施設での読書活動を進めます

子ども家庭支援センターでは、子育て通信「きらきらひろば」や情報誌などで絵本の紹介や読み聞かせに関する情報提供に努めてきました。また、保育士による絵本紹介やアドバイスなど、地域の子育て家庭への支援や発達段階に応じた絵本の充実など、今後も継続して子どもの読書環境の整備を図ります。

児童館では、絵本の充実を図るとともに、市立図書館や近隣の保育所・幼稚園等の関係機関との連携を維持しながら、児童館事業を充実させ、子どもの読書環境の整備を進めます。

また、人権文化センターやその他の地域の公共施設でも、子どもの読書環境の整備を進め、連携事業の実施などを通して子どもの読書活動の推進を図ります。

取組項目

(1) 子ども家庭支援センター

ア 「きらきらひろば」での絵本の充実

乳幼児の発達段階や興味に応じた絵本の購入など、蔵書の充実に努めます。

イ 「きらきらひろば」での絵本の紹介

常駐の保育士が利用者への絵本紹介、絵本の選び方や読み聞かせ等について相談に応じてアドバイスします。

ウ 子ども家庭支援センター発行の情報紙等での絵本紹介

子育て通信「きらきら」の絵本紹介コーナーでは、市立図書館と連携し、図書館司書の専門的な視点から乳幼児向けおすすめ絵本の紹介や、絵本の魅力を発信します。

(2) 児童館

ア 市立図書館との連携による事業の充実

市立図書館からの団体貸出、図書選定への助言などの支援を受け、児童館事業の充実を図ります。

イ 近隣の保育所・幼稚園等との連携による事業の充実

近隣の保育所・幼稚園等と連携して絵本の読み聞かせなどの事業を実施し、児童館事業の充実を図ります。

(3) その他の地域の公共施設

- ア 人権文化センターでの子どもの読書活動の推進
- (ア) 市立図書館よりリサイクル図書の提供、団体貸出、図書選定への助言などの支援を受け、図書室の充実を図ります。
- (イ) 絵本の読み聞かせなどの事業の実施に努めます。
- イ 宝塚ガーデンフィールズ跡地で整備を進めている文化芸術センターでの子どもの読書活動の推進
- (ア) 施設1階にライブラリーを設け、絵本や手塚治虫氏の作品など子どもから大人まで親しむことができる書籍を設置します。
- (イ) 未就学児でも安全で快適に過ごせるキッズコーナーを設け、絵本の読み聞かせや紙芝居などの事業の実施に努めます。
- (ウ) 絵本原画展などのメインギャラリーでの企画展を通じて図書を身近に感じる事業の実施に努めます。
- ウ そのほかの地域の公共施設と市立図書館との連携による事業の充実
地域の公共施設と関係各課との連携事業を積極的に実施します。

重点的な取組

市立図書館を中心に、地域の公共施設との共催イベントを企画、実施します。また、市立図書館は、地域の公共施設に設置された図書室、図書コーナー等を充実させるため、「ぷちライブラリー」の設置などを通じて、積極的に支援を行います。



5 市立図書館における読書活動の推進

読書は一生のたからもの 市立図書館を中心に子どもの読書活動を支えます

市立図書館は、市民の読書活動、とりわけ子どもの読書活動を支える中心的な存在です。読書を通して様々な時代や国の風物、考え方につれて触れることで、視野が広がり、自分以外の人々への理解や共感を育て、人間性を育むことは、子どもにとって大きな財産となります。図書館は、一人ひとりの興味関心を満たす多種多様な本を収集しており、そのような読書活動の入口となります。子どもたちは、図書館で自由に本を選び、楽しむことができ、本を探すときに相談できる司書もいます。このように子どもの読書活動を進めるための拠点として市立図書館は不可欠な存在です。

一方で、2図書館2分室1移動図書館で市内全域をカバーすることは困難であり、子ども自身が図書館を訪れることができない地域も多くあります。新しい図書館の建設が望ましいところですが、現状では、この点を補うために、既存公共施設の活用等によりサービスポイントを増やすこと、学校・幼稚園・保育所・地域児童育成会・児童館・社会教育施設などとの連携・協力を強化していく必要があります。

その他、図書館資料の充実、図書館行事の充実、司書の資質の向上、ボランティアとの協力体制づくりなどを進め、子どもが自主的に読書を楽しめる環境づくりに努めます。

取組項目

(1) 図書館施設の整備及び資料の充実

- ア 誰もが身近な図書館を利用できるように、既存公共施設等の活用を進め、利便性の向上に努めます。
- イ 老朽化した設備の改善や館内のレイアウトの変更等により、すべての年代の人にとって親しみやすく使いやすい図書館を目指します。
- ウ 子どもの読書活動の基本である児童書をさらに充実させます。
- エ 電子書籍等のメディアについて、ニーズや活用法の研究、検討を行います。

(2) 図書館行事の充実など図書館利用のきっかけづくり

- ア 小さい頃から図書館に慣れ親しんでもらえるよう、年齢層別の定例行事、夏休み等の特別行事を充実させます。

イ 小学生、中学生、高校生など幅広い年代の児童、生徒が自ら図書館に足を運ぶきっかけとなり、本と出合う楽しさを知ってもらえるような行事を企画、実施します。

ウ 小中学生を対象とした⁹読書手帖を導入します。

エ 図書館行事のPRを積極的に行います。

(3) ブックスタート事業のフォローアップ

ア 乳幼児向けの行事を充実させます。

イ 「はじめてえほんコーナー」の資料を充実させます。

ウ 乳幼児に関わる施設との連携を進め、積極的に支援します。

(4) 関係機関との連携・協力

ア 学校との連携を進めます。

団体貸出について、利便性の向上に努め、調べ学習や子どもの読書及び教職員への支援を行います。また、図書館見学を積極的に受け入れ、図書館利用教育に努めます。さらに、学校司書の活動や研修を支援するほか、学校図書館ボランティアへの支援等を促進します。

ブックリストを発行・配布し、推薦図書や新刊図書の紹介に努めます。

イ 保育所・幼稚園との連携を進めます。

日々の保育・教育活動の中で行う、発達段階に応じた絵本の読み聞かせを支援するため、季節の絵本や新刊絵本の推薦絵本セットの団体貸出等を積極的に進めます。また、図書館見学を積極的に受け入れます。

ウ 公民館等の社会教育施設との連携を進めます。

絵本の読み聞かせや出張貸出、リサイクル図書配布等の事業を企画、実施します。

エ 各関係機関との連携を進めます。

団体貸出の利便性の向上、選書や読み聞かせの研修等への支援、読書活動のPR等の充実を図ります。また、各施設との連携事業を企画、実施します。

オ 図書館の相互協力についてのPRに努めます。

阪神7市1町の図書館の広域利用をはじめ、県立図書館などとの連携による図書の提供、ボランティアの研修に関する情報提供など、図書館の相互協力についてのPRに努めます。



宝塚幼稚園は、中央図書館を見学。借りる絵本を真剣に選びます

⁹ 読書手帖は、利用者自身が自分の読書記録として活用できるよう、市立図書館の利用登録をしている中学生以下の希望者に配布するものです。

(5) ボランティアとの連携・協力

- ア ストーリーテリング、絵本の読み聞かせ等のボランティアを養成し、活動の場を提供します。
- イ 市立図書館でのボランティア活動を支援します。
- ウ 子どもの読書活動にかかる様々なボランティアに対する研修等を充実させるとともに、県立図書館等の研修に関する情報提供に努めます。
- エ 新たなボランティアの開拓に努めます。

(6) 子どもの読書活動や図書館利用に関するPRの充実

- ア 図書館ホームページを充実させ、また、関係機関との情報共有及び協力に努めます。
- イ 「広報たからづか」やミニコミ誌、新聞記事、FMたからづか等を積極的に活用するとともに、SNS等の利用について、研究、検討します。

(7) 司書の資質向上

県立図書館主催の研修をはじめ日本図書館協会や近畿公共図書館協議会等が主催する研究集会など、各種の研修に積極的に参加し、子どもの読書に関するイベントの企画やPR、読み聞かせやブックトーク等に関する技術の向上を図ります。

重点的な取組

- ・市立図書館の利便性の向上を図るため、既存公共施設を活用した貸し出し、返却ポイントの設置を進めるとともに、市民が自由に利用できる「ぷちライブラリー」を各所に設置します。
- ・すべての年代の人にとって親しみやすく使いやすい図書館となるよう、資料の充実、施設の改善、魅力的な行事の企画を積極的に進めます。
- ・小中学生を対象とした「読書手帖」を導入するなど、図書館利用のきっかけづくりに努めます。
- ・市立図書館を中心に、関係機関の連携を強化し、共催イベントの実施を進めるとともに、団体貸し出しを初めとする資料面の支援及び司書による選書や読み聞かせに関する支援を行います。

6 読書活動や市立図書館の利用が困難な子どもへの取組

すべての子どもに読書の喜びを 読書活動が困難な子どもを支えます

すべての子どもの読書活動推進を図るため、外国語の図書や点字・録音図書など、通常の日本語資料だけでは読書活動が困難な子どもに配慮した取組が必要です。関係機関やボランティアと連携しながら、ニーズの把握、支援の充実に取り組みます。

取組項目

市立図書館

- (1) 多様な障がいに配慮した資料の収集
 - ア 録音図書や点字図書の提供を充実させ、PRに努めます。
 - イ 新しいメディアを活用したサービスの提供について情報収集や研究を進めます。
- (2) 障がい等により来館困難な子どもへの読書機会の提供
 - 無料郵送貸出などのサービスのPRに努め、普及を図ります。
- (3) 外国人の子どもや帰国児童などへの読書機会の提供
 - ア 外国人の子どもや帰国児童などが、読書活動を通して母国や日本の言語、文化を理解できるよう、資料収集に努め、提供方法を工夫します。
 - イ 特別支援学級、特別支援学校に対し、図書館利用の促進を図ります。
- (4) 関係機関やボランティアとの連携・協力
 - ア 学校、幼稚園、保育所等だけでなく、子ども発達支援センターや市国際交流協会等、障がいのある子どもや外国人の子どもに関わる機関との連携を進めます。
 - イ ボランティアの協力を得ながらサービスの充実に努めます。
 - ウ サピエ（視覚障害者情報総合ネットワーク）や点字図書録音図書全国総合目録などを通して、外部資源の有効利用に努めます。

重点的な取組

図書館見学や団体貸出、リサイクル図書の活用等を通して、障がいのある子どもや外国人の子どもの読書活動を支援します。

第4章 計画の効果的な推進

本計画を効果的に推進するために、「子どもの読書活動推進計画（第3期）実施計画」を策定し、関係機関による連絡会議において、本計画に記載した事業の進捗状況を把握し、事業の継続的な進行管理を行います。

また、本市の子どもの読書活動に関する活動状況や目標の達成状況などを把握し、同会議において、計画全体の進捗状況を評価すると共に、必要に応じて事業の見直しを行います。

資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

宝塚市子どもの読書活動推進計画（第3期）策定の経緯

日程	項目	内容
平成29年 6月 12日	子どもの読書活動推進計画(第3期) 策定委員会設置要綱制定	
6月 12日	第1回子どもの読書活動推進計画 (第3期)策定委員会	策定方針について 策定の日程について
平成30年 2月 2日	第2回子どもの読書活動推進計画 (第3期)策定委員会	推進計画(第3期)素案の検討・修正、 最終案のとりまとめ
3月 1日	図書館協議会委員 ¹⁰ からの意見聴取	推進計画(第3期)案について
4月	教育委員会・都市経営会議への報告	推進計画(第3期)案について
5月	市議会への報告	推進計画(第3期)案について
6月 1日 ～6月 30日	パブリックコメントを実施	推進計画(第3期)案を公表
7月 27日	第3回子どもの読書活動推進計画 (第3期)策定委員会	パブリックコメントの実施結果について
8月	教育委員会・都市経営会議・市議会 への報告	パブリックコメントの実施結果について
9月～	市民への周知	宝塚市ホームページに掲載 宝塚市広報9月号に掲載

¹⁰ 図書館協議会は、宝塚市立図書館条例第4条の定めるところにより、教育委員会より委嘱された9人の委員により構成されます。内訳は、学校教育の関係者（小・中・高校）3人、社会教育の関係者（ボランティア団体代表）1人、家庭教育の向上に資する活動を行う者（PTA協議会）1人、知識経験を有する者3人、公募による市民1人です。

宝塚市子どもの読書活動推進計画（第3期）策定委員会設置要綱

宝塚市子どもの読書活動推進計画策定委員会（第3期）設置要綱

（設置）

第1条 宝塚市子どもの読書活動推進計画（第3期）を策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、宝塚市子どもの読書活動推進計画（第3期）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を教育長に報告するものとする。

- (1) 宝塚市子どもの読書活動推進計画（第3期）の策定に関すること。
- (2) 子どもの読書活動の施策に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選による。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、教育委員会事務局社会教育部中央図書館において行う。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、「宝塚市子どもの読書活動推進計画（第3期）」の策定により、その効力を失う。

別表（第3条関係）

委 員	健康福祉部健康推進室保健施策推進担当課長
委 員	子ども未来部子ども家庭室子ども家庭支援センター所長
委 員	子ども未来部子ども育成室保育企画課長
委 員	子ども未来部子ども育成室青少年課長
委 員	教育委員会事務局学校教育部学校教育室学校教育課副課長
委 員	宝塚市立小学校校長会の推薦する者
委 員	宝塚市立中学校校長会の推薦する者
委 員	教育委員会事務局社会教育部生涯学習室社会教育課長
委 員	教育委員会事務局社会教育部生涯学習室中央図書館長
委 員	教育委員会事務局社会教育部生涯学習室西図書館長

参考

宝塚市子どもの読書活動推進計画（第3期）策定委員名簿（順不同・敬称略）

（平成29年度）

委 員	健康福祉部健康推進室保健施策推進担当課長	田中 由香
委 員	子ども未来部子ども家庭室子ども家庭支援センター所長	木元 淳一
委 員	子ども未来部子ども育成室保育企画課長	西垣 早百合
委 員	子ども未来部子ども育成室青少年課長	梶山 博之
委 員	教育委員会事務局学校教育部学校教育室学校教育課副課長	神原 勝
委 員	宝塚市立小学校校長会の推薦する者	川島 由久
委 員	宝塚市立中学校校長会の推薦する者	石丸 裕志
委 員	教育委員会事務局社会教育部生涯学習室社会教育課長	水野 寧
委 員	教育委員会事務局社会教育部生涯学習室中央図書館長	田野 一哉
委 員	教育委員会事務局社会教育部生涯学習室西図書館長	西田 薫

(平成30年度)

委 員	健康福祉部健康推進室保健施策推進担当課長	田中 由香
委 員	子ども未来部子ども家庭室子ども家庭支援センター所長	稻塚 順子
委 員	子ども未来部子ども育成室保育企画課長	西垣 早百合
委 員	子ども未来部子ども育成室青少年課長	梶山 博之
委 員	教育委員会事務局学校教育部学校教育室学校教育課副課長	神原 勝
委 員	宝塚市立小学校校長会の推薦する者	成瀬 雅巳
委 員	宝塚市立中学校校長会の推薦する者	石丸 裕志
委 員	教育委員会事務局社会教育部生涯学習室社会教育課長	水野 寧
委 員	教育委員会事務局社会教育部生涯学習室中央図書館長	田野 一哉
委 員	教育委員会事務局社会教育部生涯学習室西図書館長	西田 薫

発行

平成30年（2018年）9月

宝塚市

（事務局）宝塚市立中央図書館

宝塚市清荒神1丁目2-18

電話 0797-84-6121

宝塚市立図書館ホームページ

<https://www.library.takarazuka.hyogo.jp>